

令和6年度

第5回 真壁地区学校統合準備委員会 通学安全分科会 議事概要

日 時：令和6年6月19日（木）

場 所：真壁伝承館 会議室1

(1) 通学支援について

■通学支援の基準

小学校全学年：学校の正門から自宅まで直線距離で2.5km以上の児童。

中学校全学年：学校の正門から自宅まで直線距離で6.0km以上の生徒。

※樺穂小学区の一部（桜井、白井地区）の直線距離2.5km以内の児童については、バス停まで来た場合支援の対象とする。

■質疑応答

Q1. 統合までに基準が変更することはあるか。

A1. 決定事項として、7月に開催される統合準備委員会全体会で報告する。

(2) バス停について

■利用するバス停

○桜川中学校区

支援車種：スクールバス

バス停の位置：資料P.6~7のとおり。

バス停の選択：原則、住居地に設置するバス停を利用する。

安全性やバス停までの距離など、合理的な理由があれば、他地区のバス停を利用することも認める。

備考：バス停を利用する場合、バス停ごとに調整を行う立哨活動等に参加することを条件とする。

※今後、子ども会にご協力いただき、各バス停の利用人数調査を実施する。

○桃山学園区（亀熊、塙世地区）

桜川中学校区の児童と一緒に、スクールバスで支援を行う。

学校教育課より対象の保護者に通知する。

○桃山学園区（酒寄、椎尾地区）

支援車種：広域連携バス

バス停の位置：令和6年度と同じ位置とする。

バス停の選択：最寄りのバス停を利用する。

備考：高学年の基準緩和により通学支援の対象となる児童については、学校教育課より対象の保護者に通知する。

■質疑応答

Q1. バス停までは必ず通学班で歩いていくか。

A1. 指定はしない。バス停ごとに安全な方法を協議していただきたい。

Q2. バス停は子ども会ごとに設置するが、他子ども会の児童が利用する場合があることも了承を得ているか。

A2. 5月に開催した桜川中学校区の子ども会を対象にした説明会にて、合理的な理由があれば他地区のバス停を利用できることを了承していただいた。バス停ごとに実施していただく立証活動などに参加することを条件として、他地区のバス停を利用できることとする。

Q3. 合意的な理由があれば他地区のバス停を利用できるとあるが、申請して許可を受けるということか。

A3. 申請は不要となる。各子ども会で協議していただき、事情に合わせてバス停を選択していただきたい。

Q4. 立哨は必ず実施するか。

A4. 指定はしない。各バス停の利用人数が確定次第、子ども会長あてに利用者名簿を提供する予定である。名簿を活用しながら保護者活動についても調整していただきたい。

Q5. 遅刻した児童を待つために、バスの出発時間を遅らせることはあるか。

A5. 遅らせることはしない。ダイヤに沿って運行する。

Q6. バス停は、道路沿いだけでなく店舗敷地などにも設置する予定となっている。店舗や土地の所有者の同意を得ているか。

A6. 別紙のバス停については、土地の関係者に確認し同意をいただいている。

その他意見

○バスを利用しない日（欠席等）の連絡について

- ・現在、通学班内の保護者同士で連絡を取り合っている。バス停ごとの利用者名簿を活用しながら、引き続き保護者同士で連絡を取り合っていただきたい。

(3) 通学路について

■進捗状況

資料 P.5 のとおり。

■意見交換

Q1. 中学生の通学路を指定するか。

A1. 指定しない。改善を行った道路を推奨するが、実際の通学路は家庭での判断になる。

その他意見

- ・資料 P.5 谷貝小学校区の地図④の道路は、大雨が降ると冠水することもある。
- ・新たに発見された改善要望箇所については、随時学校に報告する。
- ・リンリンロードの街灯設置が先になりそうなので、足元のライト設置など暫定的な対応も検討してもらいたい。

第5回 真壁地区学校統合準備委員会
通学安全分科会次第

日時：令和6年6月19日（水）

午後7時より

場所：真壁伝承館 第1会議室

- 1 開 会

- 2 分科会長あいさつ

- 3 協議事項
 - (1) 通学支援について
 - (2) バス停について
 - (3) 通学路について

- 4 閉 会

(1) 通学支援について

①通学支援の基準

学校の正門から自宅までの直線距離が、以下の場合、通学支援の対象とする。

小学校全学年：学校の正門から自宅まで直線距離で 2.5km 以上の児童。

中学校全学年：学校の正門から自宅まで直線距離で 6.0km 以上の生徒。

※前回の通学安全分科会で中学生の通学支援について緩和できないか意見あり。

⇒通学支援の基準については、上記のとおり小学生は直線距離 2.5km 以上、中学生は直線距離 6.0km 以上ということをご理解いただきたい。

②留意点

支援基準を満たさない児童(樺穂小学校区の桜井・白井など一部の児童)は直線距離 2.5km 以内にいるが、バス停まで来た場合支援の対象とする。(ただし、乗車するバス停の子ども会と立哨などの調整ができる場合のみ。)

(2) バス停について

①スクールバス利用児童 (想定)

【谷貝地区】

年度	上谷貝	大塚新田	東矢貝	下谷貝	細芝	塙世	合計
R7	22	4	19	27	5	0	77
R8	19	4	15	28	5	1	72
R9	22	4	12	23	4	1	66

※スクールバス (約 40 人乗り) 2 台 (2 便または 3 便) の予定。

※令和 8 年度に入学する塙世地区で支援対象の児童は、谷貝地区のバス停を想定している。

【樺穂地区】

年度	上小幡	下小幡	原方	長岡	白井	桜井	亀熊	合計
R7	14	6	10	21	18	30	5	104
R8	13	5	10	23	17	32	3	103
R9	11	4	8	22	13	31	4	93

※スクールバス (約 40 人乗り) 2 台 (3 便) の予定。

※現在、通学支援を行っている亀熊の児童のバス停は、原方と同じ場所を想定している。

※乗車する児童が多いので、スクールバスを効率的に運行するために、各子ども会を対象に、どのバス停から何名の児童が乗車するか調査を行う。その調査を基に、運行スケジュールを計画し、再度、各子ども会を対象にした説明会を予定している。

②広域連携バス利用児童（桃山学園区）

年度	椎尾	酒寄	合計
R7	29	14	43
R8	24	11	35
R9	20	11	31

※ヤマザクラ号（桃山学園7：31着か8：01着）を利用。

③スクールバス停の設置箇所について

・桜川中学校区の子ども会を対象に、3月にスクールバス停の希望調査を実施した。その後、4月に市内のバス会社と現地確認をして、児童が安全に乗降できるか、バスが安全に運行できるか等現地確認を行った。

・通学安全分科会では、利用するバス停について、通学班や立哨などが子ども会単位で編成されていることから、原則、住居地と同じバス停を利用することとしたが、一部の地区から安全性のため、別のバス停を利用したいとの要望があり。

⇒安全性や距離などの観点から判断して、他地区のバス停を使うことに合理的な理由があれば、他地区のバス停を使うこともできるものとする。ただし、対象となる地区の子ども会や保護者等で立哨などの必要な事項について調整していただく。

⇒調査結果については、別紙のとおり。

※スクールバス停について、調査結果のとおり決定してよろしいか？

④広域連携バスについて

- ・通学支援の基準が緩和されるため、通学支援の対象となる児童が増える（小学校低学年の時は通学支援の対象となっていたが、小学校高学年から通学支援の対象外となった児童）。
- ・通学支援の緩和により、通学支援の対象となる児童については、学校教育課よりその児童の保護者に通知を送付する。

【新しく通学支援の対象となる桃山学園の児童】

地区	通学方法	備考
紫尾団地周辺	広域連携バス	・対象者に通学パスを送付 ⇒ヤマザクラ号（桃山学園7：31着か8：01着）を利用いただく
亀熊地区	スクールバス	・原方地区のバス停から乗車できる旨の通知を送付 ⇒ただし、原方地区の子ども会と立哨などについて調整していただく

※通学班が変更となる場合があるので、両者の子ども会の会長宛に通学支援対象児童の名簿を送付する。

※通学支援基準の緩和により、新たに通学支援の対象となる児童への対応について上記の通りでよろしいか？

⑤今後の予定について（案）

日時	内容	備考
R6.5.29	○真壁学園義務教育学校のスクールバス停設置に係る説明会	桜川中学校区子ども会対象
R6.6.19	○第5回通学安全分科会 ・通学支援について ・バス停について 他	子ども会への説明会の報告
R6.7月	○各バス停における利用人数の確認 ○運行スケジュールやルートの確認等	
R6.8月	○真壁学園義務教育学校のスクールバス運行スケジュールに係る説明会	桜川中学校区子ども会対象
R6.8~9月	○第6回通学安全分科会 ・スクールバスについて	子ども会への説明会の報告
R6.10~11月	○スクールバス事業者の決定（入札）	
R7.3月	○スクールバスの乗降練習	

※スクールバスについてご意見等がありましたらお願いします。

(3) 通学路について

①危険箇所の対応について

⇒昨年度行った自転車の通学路現地調査で、対応が必要となった箇所について各関係課に
対応を依頼。今後も関係機関と情報を共有し、危険箇所の対応を行っていく。

【街灯について】

○担当…生活環境課

①近くに電柱があり、街灯が設置できる箇所については、順次設置予定。

⇒亀熊大橋を渡って、東矢貝に抜ける道は、すでに街灯を設置済み。

②近くに電柱が設置されていない箇所については、まず東京電力に電柱の設置を依頼する
必要がある。電柱の設置後、随時街灯の設置を行う。(今年度実施予定)

⇒セイコーマートから県道 148 号線を通して谷貝小学校に向かう道路(新道)

⇒県道 7 号線から源法寺橋に抜ける道路

③りんりんロードについても、近くに電柱が設置されていないため、東京電力に電柱の設置
を依頼する必要がある。ただし、りんりんロードが県の管理のため、電柱を設置する際
には道路占有許可申請などを行う必要があるため、街灯の設置まで時間が1年程度(場合
によってはそれ以上)かかる場合がある。

【道路改良について】

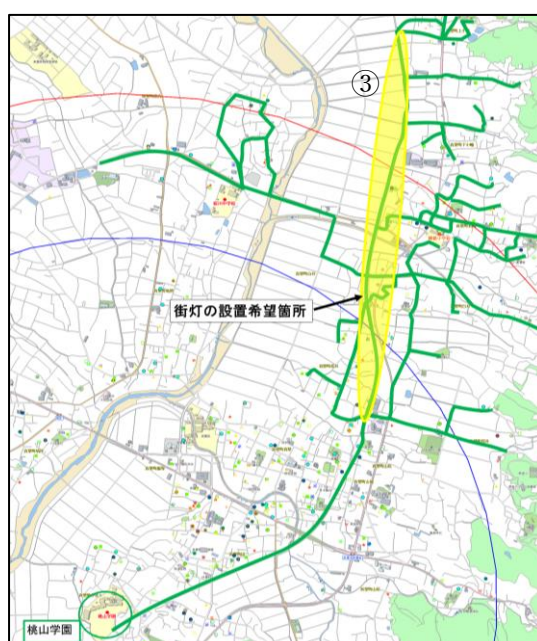
○担当…建設課

④亀熊大橋から東矢貝に抜ける道路で、補助金を使って継続的に道路改修を予定しており、
今年度も整備を行っていく予定である。完全な道路の改修までは、2～3年程度かかる見
込みである。

谷貝小学校区

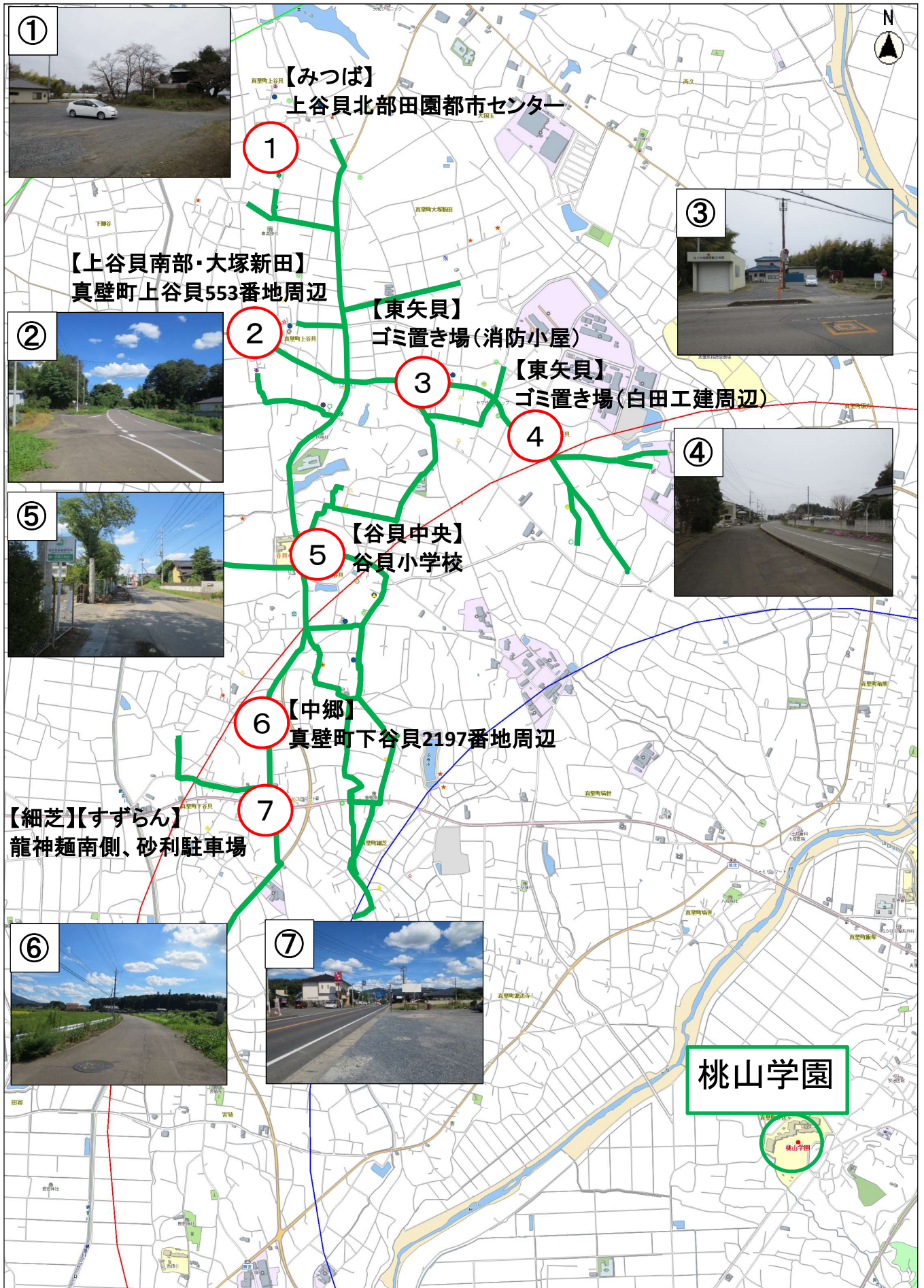


樺穂小学校区



※現時点での危険箇所の対応について上記のとおりご報告します。

【調査結果】谷貝地区



【調査結果】樺穂地区

